

実習が必要な方への注意事項

実習が必要な方は以下の注意事項を必ずご確認ください。

- ・福祉施設、医療機関などで実習を行うことで、専門職として相談援助業務を実際に行うために必要な知識・技術・態度を身につけます。
- ・実習用の学習を行う必要があります。
- ・スクーリングに加え実習事前指導、実習事後指導の授業があります。
- ・実習は6 or 7月から翌年の7月までの学校が指定した期間に行います。(予定)。
- ・実習は平日の連続した日程で行います(土曜日が含まれる場合もあります)。
- ・1日あたりの実習は、8時間以上です。
- ・週2～3日、年末年始やお盆、祝祭日など個人の事情に応じた分散した日程での実習には対応していません。
- ・実習先の確保、手配は学校が行います。実習施設は治療や支援を必要とする方々のためにあります。受け入れ先の事情を考慮し、実習施設や実習時期は学校が決定します。実習生の希望通りの時期や場所となるとは限りませんのであらかじめご了承ください。
- ・また、実習先が遠方となる場合や、宿泊を伴う場合もあります(交通費や宿泊費は実習生本人が負担)。